

(趣旨)

第1条 この条例は、重度心身障害者の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者の福祉の向上に資するために行う重度心身障害者に係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定により設置された児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定により設置された知的障害者更生相談所(以下「判定機関」と総称する。)において知能指数が35以下と判定されたもの
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する障害を有するもの
 - (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、省令別表の3級に該当する障害を有し、かつ、判定機関において知能指数が50以下と判定されたもの
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、同法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級に該当する障害を有する者
- 2 この条例において「対象者」とは、本市の区域内に住所を有する重度心身障害者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)をいう。この場合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の主務省令で定める施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居、生活保護法第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設、同法第30条第1項ただし書に規定するその他の適当な施設、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設、同条第25項に規定する介護施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項の規定により入所措置が採られている同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第78条の規定により設置された特別支援学校の寄宿舎(以下「社会福祉施設等」と総称する。)のうち本市の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移した者を除くものとし、他の市町村の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したものは、なお、本市の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、重度心身障害者に保護者がある場合は、その保護者が他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したとき、又はその保護者が本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したときは、この限りでない。
- 3 この条例において「保護者」とは、対象者の配偶者、親権者、後見人その他の者で、対象者を現に監護しているものをいう。
- 4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- 5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- 6 この条例において「一部負担金」とは、保険給付若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により療養の給付並びに療養費の支給若しくは訪問看護療養費の支給(以下「保険給付等」と総称する。)を受ける者が負担すべき一部負担金又はこれに相当する金員をいう。
- 7 この条例において「訪問看護ステーション」とは、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。
- (助成)
- 第3条 市長は、対象者が受けた保険給付等(第2条第1項第4号に規定する者にあっては入院に係るものと除く。)に係る一部負担金を医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーションに支払った対象者又はその保護者に対して、重度心身障害者医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。

2 助成金の額は、一部負担金の支払額とする。この場合において、当該対象者が受けた保険給付等について、次に掲げる給付がなされるときは、当該対象者又はその保護者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該対象者が受けた一部負担金とみなす。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給される高額療養費
- (4) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる附加給付
- (5) 前各号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

(助成の制限)

第4条 重度心身障害者の前年の所得(1月から9月までの間に受けた医療に係る助成金については、前前年の所得とする。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額を超えるとき、又は現にその重度心身障害者と生計を同じくするその重度心身障害者の配偶者若しくはその重度心身障害者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)のうちいづれかの者の前年の所得が、施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額以上であるときは、支給しない。

2 この条例において、「所得」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(受給資格者の登録)

第5条 対象者又はその保護者(対象者に保護者がいるときに限る。次項において同じ。)は、規則で定めるところにより、市長の重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 登録を受けた対象者又はその保護者(以下「受給資格者」と総称する。)は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ができるものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して、規則で定めるところにより、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。

(助成金の支給申請)

第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して6月以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

3 保険医療機関等において、受給者が受給資格者証及び被保険者証等を提示して保険給付を受けた場合は、当該保健医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、第1項の申請があつたものとみなす。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。

(2) 対象者の受けた保険給付等の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の穎娃町重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年穎娃町条例第33号)、知覧町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年知覧町条例第27号)又は川辺町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年川辺町条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月25日条例第18号)

この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後の診療分から適用する。

附 則(平成24年12月10日条例第33号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第3条の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南九州市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 第5条第1項の規定による受給資格の登録並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

南九州市重度心身障害者医療費助成条例施行規則

平成19年12月1日

規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、南九州市重度心身障害者医療費助成条例（平成19年南九州市条例第100号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(登録事項)

第3条 条例第5条第1項の規定による登録は、次に掲げる事項について行う。

(1) 対象者

氏名、生年月日、住所並びに障害の種類及び程度又は知能指数

(2) 保護者

氏名、対象者との続柄及び住所

(3) 対象者に係る医療保険

医療保険の種類、被保険者証の記号、番号、被保険者又は組合員の氏名、被保険者又は組合員の対象者との続柄及び付加給付の有無

(4) 前号の医療保険の保険者

保険者の名称及び住所

(5) その他市長が必要と認める事項

(登録)

第4条 登録を受けようとする対象者又はその保護者は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録台帳（第2号様式又は第3号様式。以下「台帳」という。）に登録及び所要事項の記載を行うとともに重度心身障害者医療費助成金受給資格者証（第4号様式。以下「受給資格者証」という。）を当該申請をした対象者又は保護者（以下「受給資格者」という。）に交付する。

2 受給資格者は、受給資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書（第5号様式）を市長に提出し、受給資格者証の再交付を受けるものとする。

(登録事項変更の届出)

第6条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録事項変更届（第6号様式）に受給資格者証を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときはその内容を審査し、適當と認めるときは、台帳の登録事項のうち届出に係る事項を変更するものとする。

（受給資格者証の更新）

第7条 条例第6条に規定する受給資格者証の有効期間は、10月1日から翌年の9月30日までの1年間とする。

2 前項の有効期間が経過した後は、1年ごとに有効期間を更新するものとする。

3 有効期間の中途で受給資格者証の交付を受けた者の有効期間は、第1項に規定する期間の残存期間とする。

4 受給資格者証の更新を申請するときの手続については、第4条及び第5条の規定を準用する。ただし、受給資格に異動のない者については、更新の手続を省略することができる。

（助成金の支給申請）

第8条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）の証明（保険医療機関等が領収書を発行するときは、当該領収書）を付した重度心身障害者医療費助成金支給申請書（第7号様式又は第8号様式）に受給資格者証を添えて行うものとする。

（助成金額の決定）

第9条 市長は、条例第7条第3項の規定による申請があつたものとみなされるとき又は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、重度心身障害者医療費助成金支給決定通知書（第9号様式）又は重度心身障害者医療費助成金支給申請却下決定通知書（第10号様式）により、当該申請をした受給資格者に通知するものとする。

（受給資格者証の返還）

第10条 受給資格者は、受給資格者証に係る対象者が対象者でなくなったときは、速やかに受給資格者証を返還しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の穂娃町重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年穂娃町規則第17号），知覧町重度心身障

害者医療費助成条例施行規則（昭和49年知覧町規則第26号）又は川辺町重度心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和50年川辺町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第1号様式（第4条関係）

(後期高齢者以外・後期高齢者(65歳以上))

整 理
番 号

重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録申請書

年 月 日

南九州市長 殿

申請者 住所

[対象者又
は保護者] 氏名

(印)

対象者	住 所						
	氏 名					生 年 月 日	年 月 日
	身 障 者 手帳番号	第	県 号	障 害 の 程 度		手帳交付 年 月 日	年 月 日
	知 能 指 数		療育手帳 番 号	第 県 号	障 害 の 程 度		次期判 定年月
			精神障害者 保健福祉 手帳番号	第 県 号	障 害 の 程 度		年 月
保護者	住 所						
	氏 名				対象者との 続柄		
対象者に 係る 医保	保 険 の 種 類	健保(協会・日雇・組合)・船保・国公・私学・国保・後期高齢・地公					
	被保険者証	記 号			番 号	第 号	
	被保険者 氏 名				対象者との 続柄		
	保 険 者 名 称				付 加 給 付	有 ・ 無	
	保 険 者 所 在 地						
受給資格者証	記 号				番 号		
	身(身体障害者) 知(知的障害者) 精(精神障害者) 重(重複障害者)				第 号		

注 記名押印に代えて署名することができます。

第2分様式(第5章開保)

重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録台帳(後期高齢者以外)

(身体障害者・知的障害者・精神障害者・重複障害者)

第3号様式(第5条開保)

重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録台帳(施期高齢者)

(身体障害者・知的障害者・精神障害者・重複障害者)

第4号様式(第5条関係)

(表面)

重度心身障害者医療費助成金受給者資格証			
市町村番号		事業番号	
受給者番号			
対象者 姓 名			
生年月日			
住所			
保護者 姓 名			
住所			
医療保険 記号		番号	第 号
被保険者 姓 名			
保険者名称			
発行機関名			
有効期間			
備考			
年 月 日交付			
鹿児島県南九州市長			

(裏面)

注意事項

- 1 この証は、重度心身障害者医療費の助成を受けられることを証明する証ですから、大切に保管してください。
- 2 市に助成金の支給申請書を提出するとき又は助成金の支払いを受けるときは、必ずこの証を提示してください。
- 3 有効期間を過ぎたときは、速やかにこの証を返還してください。
- 4 請求は、診療を受けた日の属する月の翌月から起算して6か月以内に行ってください。
この期間を経過した場合は、医療費助成の対象となりません。
- 5 重度心身障害者医療費助成金受給者は、乳幼児医療、ひとり親家庭医療費の助成対象となりません。
- 6 次に書いてあることが生じたときは、必ず届け出してください。
 - (ア) この証の記載事項に変更が生じたとき。
 - (イ) 対象者が生活保護法による保護を受けるようになったとき。
 - (ウ) 対象者又はその保護者が当市から転出し、又は死亡したとき。

第5号様式(第5条関係)

重度心身障害者医療費助成金
受給資格者証再交付申請書

年　月　日

南九州市長　　様

申請者　住　所
氏　名

申　請　理　由	1 やぶれた 2 よごれた 3 なくなった
該当する項目の番号 を○で囲んでください。	
受給資格者証番号	第　　号
対象者	氏　　名
	生　年　月　日
	年　月　日　生

(注) 1 受給資格者証がなくなったとき以外は、受給資格者証を添えてください。
 2 記名押印に代えて署名することができます。

受付年月日	年　月　日	決　裁　欄				
再交付年月日	年　月　日					

第6号様式(第6条関係)

重度心身障害者医療費助成金 受給資格者登録事項変更届					
年　月　日					
南九州市長　　様					
届出者　住　所 氏　名					
受給資格者証番号			第　　号		
			旧		新
登 録 事 項	対 象 者	住　　所			
		氏　名			
保 護 者	住　　所				
		氏　名			
対 象 者 に 係 る 医 療 保 険	保　險　の 種　類	健保(政管・日雇・組合)・船 保・国公・私学・国保(若 人・退職)・後期高齢・地公		健保(政管・日雇・組合)・船 保・国公・私学・国保(若 人・退職)・後期高齢・地公	
	記　号　一 番	第　　号		第　　号	
保　險　者　の 名　称					
その他の事項 (　　)					
届出者が受給資格者 と異なっているとき は、その事情					
(注) 1 保護者が変わるときには、新保護者が対象者を監護する者となったことが確認 できる資料を添えてください。 2 記名押印に代えて署名することができます。					
※ 下の欄は市で記入します。					
変　更　年　月　日			年　月　日		資格者証 変更交付
決　裁 年月日	年　月　日	決　裁　欄			

第7号様式(第8条関係)

重度心身障害者医療費助成金 支給申請書(後期高齢者以外)					
年　月　日					
南九州市長様					
申請者氏名		対象者氏名(統括)			
申請者住所					
受給資格者証	第　　号				
加入保険	被保険者氏名		記号・番号		
他の世帯員の受診状況	氏名	病院名		支払金額	円
	氏名	病院名		支払金額	円
高額療養費支給回数 (診療月以前12月間の)	1, 2, 3 4回以上	回	対象者生年月日	年　月　日	

医療機関等証明書(この欄はお手数ですが医療機関等で記入願います。)

診療月	年　月分	患者氏名			
療養の給付 総点数	入院	点	療養の給付に 係る一部負担 金	入院	円
	外来	点		外来	円
訪問看護療養費	円	訪問看護療養費に係る基本利用料	円		
うち他法制度負担分	点				
保険の種類	健保(政管・日雇・組合)・船保・国公・私学・国 保(若人・退職)・地公		傷病発生 原因	第三者・その他	
年　月　日					
医療機関コード 医療機関等の所在地 ②名称 開設者氏名 ⑪					

※ この欄は、市で記入します。

区分	一部負担金又は 基本利用料 A	高額療養費 B	付加給付額その 他の控除額 C	自己負担金 (A-B-C) D	支給決定額 (D)
入院	円	円	円	円	円
外来	円	円	円	円	円
訪問看護	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

⑩ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏面)

注意

- 1 「他の世帯員の受診状況」欄は、同一世帯の中で同月内に21,000円以上の医療費を支払った者がいる場合について記入してください。
- 2 「高額療養費支払回数」欄は、過去12箇月に同一世帯の中で21,000円以上の医療費を支払った者がいる場合、その回数を記入してください。
- 3 「医療機関等証明書」欄は、医療機関等において1箇月分をまとめて記入してもらってください(なるべく診療を受けた月の翌月の10日以降に記入してもらってください)。
- 4 助成金の支給申請は、診療を受けた月の翌月から起算して6箇月以内に行ってください。
- 5 この申請書を提出されるときは、受給資格者証と印鑑を持参してください。
- 6 申請者は、記名押印に代えて署名することができます。

医療機関等へお願い

- 1 この支給申請書は、重度心身障害者医療費助成のため必要なものですので、御協力をお願いします。
- 2 「療養の給付に係る一部負担金」欄は、差額ベッド代等保険診療対象外の負担金は除いてください。
また、入院時食事療養に係る一部負担金も除いてください。

第8号様式(第8条関係)

重度心身障害者医療費助成金支給申請書(後期高齢者)					
年　月　日					
南九州市長　　様					
申請者氏名				対象者氏名(統柄)	
				対象者生年月日	年　月　日
申請者住所					
受給資格者証	第　　号				
加入保険	被保険者氏名				記号・番号

医療機関等証明書(この欄はお手数ですが医療機関等で記入願います。)

診察月	年　月分(　月日～月日)			患者氏名			
高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療総点数	入院	点	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に係る一部負担金	入院	区分 金額	一般・低所得世帯・低所得世帯かつ老齢福祉年金受給者	・特定疾患 円
	外来	点		外来	区分 金額	病200以上・病200未満・診定率	(　円×　回) 円
訪問看護療養費	円		訪問看護療養費に係る基本利用料	区分	定率制・定額制(　円×　日)		
うち他法制度負担分	円			金額			円
処方せんを交付した医療機関の名称							
年　月　日							
医療機関コード 医療機関等の所在地 〃　名称 開設者氏名　　印							

※ この欄は市で記入します。

区分	一部負担金又は基本利用料 A	高額療養費 B	付加給付額その他控除額 C	自己負担金 (A-B-C) D	支給決定額 (D)
入院	円	円	円	円	円
外来	円	円	円	円	円
訪問看護	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

(注) 1 この申請書を提出されるときは、受給資格者証と印鑑をお持ちください。

2 申請者は、記名押印に代えて署名することができます。

第9号様式(第9条関係)

年 月 日

七

南九州市長



年 月支給の重度心身障害者医療費助成金支給決定通知書

さきに申請のあった重度心身障害者医療費助成について、下記のとおり支給決定したので通知します。

四

(直接払い) 支払期日
支払場所
持参品 この通知書と印鑑

(口座払い) 支払期日
金融機関名
口座番号
口座名義人

第10号様式（第9条関係）

年　月　日

様

南九州市長

印

重度心身障害者医療費助成金支給申請却下決定通知書

年　月　日付けで申請のあった重度心身障害者医療費の助成については、
下記の理由により給付できないので通知します。

記

却下理由

審査請求等

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に書面で、南九州市長に対して審査請求をし、又はこの通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、南九州市を被告として（訴訟において市を代表する者は、南九州市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

